

載のとおりとなっております。

以上、水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第91号 平成30年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書の382ページ、水道の6ページになります。並びに、水道の7ページの剰余金処分計算書案のところをお開き願いたいと思います。処分内容でございますが、先ほど決算の概要で説明させていただきましたが、平成30年度の未処分利益剰余金1億7,748万6,439円のうち1億円を減債積立金として積み立て、残余の7,748万6,439円を令和元年度へ繰り越したすものでございます。これによりまして、減債積立金を現在の2億5,730万円から3億5,730万円に増額いたすものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○浅野敏明委員長 ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○浅野敏明委員長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

## 平成30年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○浅野敏明委員長 午前で決算の概要説明が完了しましたので、これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

## 勝見英一朗委員の総括質疑

○浅野敏明委員長 順位1番、議席番号2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 それでは、総括質疑をさせていただきます。

1期目の勝見です。本来ならば、先輩の委員が質問された後で進行等を見ながらというのがよかったのかもしれませんが、一番最初になりましたので、もしこの質疑の中で適正を欠いた場合には、委員長におかれましては適宜ご指摘いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問させていただきます。平成30年度の決算に関して、2点質問いたします。1つは、コミュニティ・スクールに関して、2つ目は、国語力の増進事業についてであります。

まず、最初のコミュニティ・スクールに関する事業について質問いたします。

30年度の決算で、この事業に関し、コミュニティ・スクール推進体制構築事業に57万7,000円、小学校と中学校のコミュニティ・スクール推進事業にそれぞれ17万円と6万円が支出をされております。この金額自体は、コミュニティ・スクールという学校運営の根幹にかかわる制度設計の事業である割には、決して多くないと感じているのですが、それは、本市が平成27年度に致芳小学校にコミュニティ・スクールを導入してから順次導入校を広め、平成30年度に市内8校全てに導入されたという経緯から、平成30年度は運営経費はそれほど必要としなかったという事情があるんだろうというふうに想像しております。

さて、このコミュニティ・スクールですが、ここ20数年、さまざまな教育改革が行われてまいりました。それらの全ての重要なスタート地点は、平成8年に出された21世紀を展望する我が国の教育のあり方についてという中央教育審議会答申にあったとっております。その答申の中で、学校教育は学校内だけで行うのではなく、家庭と地域と学校がそれぞれ役割を担いながら行われるべきだという趣旨の提言がなされました。それ以降、社会に開かれた学校として、地域との連携が進められてきたというのが現状だと思います。コミュニティ・スクールという制度もその延長上にあると捉えられがちですが、しかし、そうではなく、学校運営の主体にかかわること、学校運営の主体に地域を入れていくことなのではないかというふうに考えております。その意味で、先ほど触れたように、学校運営の根幹にかかわる制度設計であると言えます。そのような考えのもとで、教育長に5点質問いたします。

まず、第1点ですが、コミュニティ・スクール制度を導入した目的について質問いたします。教育長、よろしくお願ひいたします。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まず、ご質問についてですけれども、コミュニティ・スクールの根幹をなす学校運営協議会制度、このことについて触れたいというふうに思います。そして、その後で、本市がこのコミュニティ・スクールを導入した理由についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、コミュニティ・スクールですが、コミュニティ・スクールとは、その学校で学校運営協議会を設置する学校のことを言うというふうに位置づけられております。学校運営協議会というのは、その名称のとおり、いわゆる学校運営について協議する会、すなわち、その学校の運営方針や課題等について、経営の主体者とな

り、話し合う組織ということで、勝見委員の先ほどのご質問と重なるところだというふうに思っております。地方教育行政組織並びに運営に関する法律、いわゆる地教行法には、学校運営協議会で協議される内容として次のように示されております。1つ目、当該学校の運営に関する事項について意見を述べる。2つ目、当該学校の職員の採用、その他の任用に関する事項について教育委員会に対して意見を述べるができる。教育委員会は、意見を尊重するものとする。3つ目、学校の校長は、学校運営に関して学校運営協議会の承認を得なければならない。これらの内容から察するに、それぞれの学校運営協議会を構成する委員には、ただ意見を述べるだけではなくて、課題解決に向けて主体的にかかわるというふうな責任を負うというふうに考えているところです。したがって、各学校のコミュニティ・スクールでは、それぞれの立場で構成する委員が学校経営の一員として学校づくりに参加し、推進するというふうに考えられると思いますし、いわゆるコミュニティ・スクールの一番の責務はその点だというふうに思っております。

さて、このコミュニティ・スクールを本市が導入した目的ですが、先ほど委員からもお話ありましたように、学校を閉じられたものではなくて、経営全般に主体的に参画してもらって、地域の学校としての学校づくりをともに進めていきたいというふうな大きな願いがあります。大変、幸いと申しますか、本市の場合は、それぞれの地区で既に地域の学校として非常に誇りを持ちながら、地域の皆様の力で学校づくりを推進してきたというふうな、私、確たるやっばり風土があるというふうに思います。それらを一層進めるような狙いというふうなことから、この導入に積極的にかかわったというふうに捉えているところです。一般質問のところでもお答えしたように、これからの学校は学校、家庭、

地域と一体となった地域の学校づくり、これが大きな鍵というふうになっていると思いますので、これらを今後一層進めたいというふうに思っているところでございます。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。学校と地域が一体となったということは、これから地方創生という観点でいうと、これからの地方のあり方というのは、地方自体が学校を核としてつくり上げられていく、そういうスクールコミュニティをつくっていくということが基本的な考え方であって進められたらというふうに思っておりますので、これはぜひ推進していただきたいと思うんですが、そういう考えのもとでまたお尋ねいたしますけれども、今、教育長さんからお話がありました、その学校運営協議会を構成する人選等については非常に重要な要素だとは思いますが、それと同時に、例えば校長の学校運営方針を承認するというようなことなどがあります。そのときに、その学校運営方針を理解するためには、学校の組織とか教育の内容とか、それらを十分承知した上でなければ、承認というところまではなかなか判断が難しいだろうというふうに想像するんですが、それでは、その現在の学校の状況、それから、方針等、そういう教育の内容について、運営協議会の委員に対して十分に承知してもらおうということの配慮はどのようにされているか、お尋ねいたします。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今、お話しいただいたことに対しては、非常に重要なことだと考えております。どの学校でも、このコミュニティ・スクールの評議員が決まった後に、当然第1回目の協議会があるわけですが、その際に、いわゆる学校評価も使いながら、学校の現状を説明し、何よりも校長の経営方針、これについて丁寧に説明するというふうなことを行っております。

その上で、承認というふうな形になりますけれども、ご理解いただきながら進めると。その中で大事にしているのは、これも前回の一般質問でもお話ししましたように、1つは、やはりその学校が大事にしている伝統について、どのようなものか。それから、もう一つは、それぞれの地域、それから、学校での課題というのは必ずあります。この課題は何か。そして、その課題を解決するために、今どのような力が欲しいのか。それぞれの学校でそれらのことを明確にお示ししているなどというふうに私のほうでは捉えているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 承知いたしました。この話し合いといいますか、協議といいますか、そういうものが形式だけにならないように、ぜひその辺の浸透をお願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問なんですが、このコミュニティ・スクールを導入されて、学校運営協議会が主体となって、学校運営に携わってまいります。これまでこの学校運営協議会というものは、15年も前くらいからでしょうか、制度としてはでき上がっております。その後でしょうか、学校評議員制度というのもできております。その学校評議員制度についても、学校と地域の一体化、あるいは社会に開かれた学校という観点で地域との一体化を図ったものだろうと思いますが、さらにその上で、この学校運営協議会の設置ということになりました。そのことによって、これまでの社会に開かれた学校という状態から、このコミュニティ・スクールによってどのように変わっていったのかを教えてくださいと思います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今ご指摘いただきましたように、この学校運営協議会、これが始まる前に、学校評議員制度というのが行われました。これについては、校長がその学校評議員を選び、お

願いするというふうなところが、まず一つ大きな違いがあります。いわゆる運営の主体者ではなくて、あくまでもご意見を頂戴する会であるというふうなことです。したがって、この学校評議員制度に従って私もやってきましたけれども、その内容というのは、いわゆる学校評価をもとにしながら、学校の成果ですとか課題を報告をしながら、ご意見をいただくということが主眼になっております。ですから、中身としては、課題とか、それから、成果等については同じところがあるのですけれども、立場が全く違うと。どちらかという、説明に終始して、後でそれぞれの方からご意見を頂戴するというふうなところでどまっていたような感じがしております。

一方、新たに制度化された今回の学校運営協議会では、先ほどもお話ししましたように、それぞれの地域に根差した教育ですとか、それから、地域の特色を生かした教育、さらに課題、これについてどのように協力して協働する、ともに働くという、協力して働くというふうな漢字を当てておりますが、そういう視点で話し合うことができるようになったというふうには捉えております。ただ、先ほども委員からご指摘ありましたように、コミュニティ・スクールが導入されて、まだ間がないことも事実です。学校評議員のメンバーをそのままというか、それを主にしながら、学校運営協議会のメンバーにしているというふうなところもないことはないのですが、これに関しても、実は先日、校長会議がありまして、そのときに、2学期からもう既に来年度の教育課程の編成が始まります。それを踏まえて、次年度に向けて学校課題を明確にしながら、コミュニティ・スクールを一層進めてほしい旨、お願いしたところであります。議員の皆様にも地域の学校に目を配っていただいて、何か気づいたことなどをお聞かせいただければ幸いですし、それをもとにご指導いただ

ければ大変ありがたいというふうに思っております。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 今、学校評議員制度についてお話しいただきました。学校評議員制度については、単に意見をお聞きする、あるいは学校のことを説明して、ご意見どうですかということだけではなくて、もう一步踏み込んだ、やはり学校運営にかかわった部分というのは、その学校評議員の意見を聞いて、学校運営に生かしていくという部分があったかと思うんです。それがもし十分にされていなかったとすると、今回、学校運営協議会にしたとしても、その意見が運営に十分に反映されるという保障にはなっていないわけなんです。その学校評議員制度を取り入れたときの、十分に反映し切れなかったというところがあるとすれば、その点の原因として、あるいはその制度自体の問題として、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 この制度が変わった、私、一番の理由は、先ほども申し上げましたように、やはり地域がそれぞれの運営の主体として当事者意識を持つという意識改革だというふうに思っています。今お話あったようなご指摘は、確かにございます。どうしてもそれは、職員間の中で何とか調整しようというふうな意識が働いていたというふうに思います。ただ、そうではなくて、今回、学校運営協議会の場合は、地域の方も運営の主体者、運営の1人だというふうに受けとめていただいて、さらに学校運営について一緒に考えて、一緒に汗して、子供たちを伸ばすために頑張っていこうというふうなところ、この意識の改善というのが、私、すごく大きなことだなというふうに思います。それぞれの学校でそういった仕組みをこれから整えていくわけですけれども、ここが抜けてしまうと、やはり先ほどご指摘ありましたように、形だけのもの

のになってしまうと。そうであってはならないと。地域づくりも大きくかかわるわけですから、これをもう大事にしたいというふうに思います。その一翼というか、推進役になるのはやはり校長だと思います。校長が明確に学校の課題を出して、さらにそれのためにどんな力が必要か。繰り返しになりますが、それを一般論ではなくて、やはりこの学校のこれが課題だと、だから、こういう力が欲しいというふうなところを提言できる、そういうふうなところが多分この制度の浮沈にかかわってくるのかなというふうに私も捉えているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 その学校運営協議会の意識改革が非常に大事なところだということで、教育長さんからお話をいただきました。まさにそのとおりだと思います。それが直接的に学校運営に携わっていくというような形で、この学校運営協議会が運営されているんだろうと思いますし、そのことによって、このコミュニティ・スクールの重要な要素というのは、学校だけでは子供づくりができない、人づくりできないと。それに地域総がかりでこれをやっていこうということなんだろうと思います。そして、地域の人的、あるいはいろんな資源をこの学校の教育に生かしていきたいというようなことだろうと思うんですが、3番目の質問にかかわるんですが、学校運営協議会、これまで審議されてきた中で、その直接的にかかわっていくような意識改革というものが例えば具体的にどのような場面で見られてきたのか。あるいは、地域のそういう資源、人的な、あるいは物的な資源が新しくコミュニティ・スクールによってどのように学校教育に生かされるようになったのか、具体例があれば、教えていただきたいとします。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今ありましたところで、各市

内の小中学校の運営協議会での話題ですとか、具体的な取り組みについてご紹介申し上げたいというふうに思います。

今回の学校運営協議会の制度を受けまして、それぞれの学校が課題についてともに考えるという視点から、どこでも地域と学校が協力して、協働していくと。そして、地域のマンパワーとか、それから、地域のそういった力を使っていくというふうなことで進めているというふうに受けております。具体的には、例えば児童生徒の地域での安全に関すること。それから、地域を明るくしたいと、挨拶運動を実施したいので、これについて協力してもらいたいとか、それから、行事、学校行事、これについても学校行事に協力とか、それから、地域行事への参加等についてというふうなことで効果、それから、学校支援ボランティアの拡充等々について極めて具体的に協議し、話し合いが行われているようです。児童生徒の生き生きした活動への支援とか、それから、地域、学校の諸課題の取り組みが、少しずつですけども、極めて具体的に進んでいるというふうに私のほうでは捉えております。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 学校行事等に行きますと、保護者等、あるいは地域の方などが一生懸命かかわっておられますので、これもこれまでの地域とのかかわりを大切にしてきた本市の教育の成果だろうなど。まして、コミュニティ・スクールになって、その勢いもますます勢いついているんだろうなというふうに受けとめておりました。

その学校運営協議会ですが、現在は各学校ごとに設置されているかと思うんですけども、今後の将来性として、この学校運営協議会は決して、例えば1校だけ、1校に1つということではなくて、地域全体で子供を育てるということを考えれば、複数校にまたがった学校運営協

議会が設置される。あるいは、学校それぞれの運営協議会と一緒に席を同じくするような、その上のもう一つの協議会を設置するか、そのような学校単位ではなくて、地域全体として、この仕組みを広げていくということについては、今後のあり方について、教育長はいかに考えてらっしゃいますか。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まだ、緒についたばかりですので、まずは今、それぞれの学校でどう変えていくかというのに主眼を置かれ、なかなかそこまで考え至らないのかなというふうに思います。

ただ、あらゆる選択肢があるのが地域の学校だというふうに思いますので、それら、今、ご指摘いただいたことも含めて、先の目にはなりませんけども、ぜひ、そのような視点も持ちながら、今後、各学校の取り組みについて見据えていきたいというふうに思っております。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。

それで、もう一つ、4番目の質問なんですけど、これはお尋ねしたいんですけども、地域学校協働本部というものがあります。学校運営協議会があって、協働本部があってという、実際はなかなかこの役割分担等がわかりにくい仕組みなんですけども、このあり方について、どうなっているのかお尋ねいたします。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 おっしゃるとおりで、非常にわかりづらいところも実はあるんです。ただ、位置づけとしましては、地域学校協働本部は、この学校運営協議会と一対をなすものです。役割からしますと、学校運営協議会が、先ほど申し上げましたように、学校運営について、学校と地域が一緒になって、学校づくりをどう進めたいのかというふうに協議、いわゆる話し合う場です。飛行機で例えるなら、操縦席、パイロットの役になるのかなというふうに思いま

す。

一方で、地域学校協働本部については、それとともに働く、協働するというふうなことで、具体的な方針を機能させる推進本部です。飛行機に例えるのであれば、これはエンジンに当たると。どちらもないと困るわけで、それらが一つになって、地域の学校づくりを進めるというふうな仕組みになっているというふうに思っております。

特に近年、学校においても、子供を取り巻く問題が複雑化、困難化していることはご存じのとおりだと思います。学校、地域がそれぞれの課題を解決するために、地域も学校もそれぞれのやはり強みを生かして、お互いに補完し合いながら、子供たちを社会全体で育てていく、これが、今、どうしてもしなければいけない状況なんだろうなというふうに私も考えているところです。

具体的には、そのパートナーとして、地域のじいちゃん、ばあちゃん、高齢者の方、それから、全国的には都市部では学生なんかもここに入っているところもあります。大学生なども入っているところがあります。保護者ですとか、それから企業ですとか、団体、機関、幅広い地域住民の参画によって、社会全体で未来を担う子供たちを支えて地域を創生する、それらのことが、この地域学校協働活動に求められているというふうに考えているところです。

これも具体的に、仕組みとしては次のような仕組みになっております。地域学校協働推進員、これが1名配置されて、学校のニーズと地域住民のボランティアの思いを受けとめながら調整するというふうなところで、力を発揮していただいているところです。

ボランティア等、なかなか教職員の戸惑い等も今まではありましたけども、こういった調整役がいることで、戸惑いが少なくなり、活動が円滑になっているなというふうに思っております。

す。

例えば市内の学校の例を申し上げたいというふうに思います。

長井小学校、生活科や社会科における市内スーパーや商店街等の郊外での地域学習、総合的な学習の実施をお手伝いいただいている。それから致芳小学校、地域の講師による少年少女五十川の獅子踊り、この指導に来ていただいている。西根小学校、学年で行う、サツマイモ、トマト、米づくりなどの栽培活動、これにお力添えいただいていると。平野小学校、地域の講習で平山獅子踊りあります、これの指導をいただいている。豊田小学校では田んぼの先生とか、八ヶ森音頭の総合学習、そこでお手伝いいただいているところ、それから、中学校ですけれども、長井南では職場体験の実施、それから地域住民の方に放課後学習会、放課後あるんですけども、これにお力添えいただいている。長井北中でも同じように、やはり職場体験の実施、それから地域住民の放課後学習会の開催、このようなことで、今、お力添えいただいているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。推進員の方、地域との橋渡しをいろんな場面でやっていただいていることは承知しておりますので、この仕組み、うまく進むようにぜひ検討していただきたいと思いますが、なお、この学校運営協議会、そして、協働本部がありと、ただ、地域の委員になる方の人材というのはそうそう多くはないだろうと。重なって配置されることもあるんでしょうけれども、あるいは2つの学校にまたがって委員になるということも十分可能なんだろうけれども、それでも人材を確保していくというのは、やはり難しいところも将来出てくるだろうと思います。そして、固定化された委員であれば、それもまた1つの問題があるので、常に変えていかなければいけない。そうすると、人材不足等も懸念されると

ころですので、この協働本部、それから運営協議会という組織のあり方、あるいは複数の学校にまたがる協議会の設置、そういう制度のあり方について、今後もぜひ検討をしていただきたいと思います。

このコミュニティ・スクールに関して、最後の質問をいたします。

先ほど、3つの協議体があるという中で、教職員の任用に関する意見を教育委員会に述べるができるというふうになっているということでしたけれども、本市のこの運営協議会の中では、そのようなことにかかわる意見等があったのかどうか、あるいは任用にかかわる意見を言うことについては、ある意味では柔軟な取り扱いを検討することも可能だろうというふうに思うんですけれども、そのあたりについて現状をお聞かせいただきたいと思います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今、お話ありましたが、本市ではこの任用に関する意見というのは出てきた事例はございません。

そして、文部科学省のこの研修会があって、担当から話を聞く機会もありますけれども、この任用に関することで協議されてる事例というのは、公立学校では一切ないというふうなことでした。

むしろ、やはりこの学校課題について、まずみんなで学校をつくろうというふうに、そういった意味で大変前向きに、どの県でも、どの地域でもそのようなことで動いているなというふうに捉えているところであります。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 任用については出ていないということで承知いたしました。

ただ、この制度としては意見を申し上げることができるというふうになっておりますので、これから、その任用に関して、委員の中から出たときに、どのような対応をしていくのか、そ

ういうことについても、今、出てないんですけども、対応の仕方等については整理しておく必要があるかとは思いますが、その点について、必要があるんじゃないでしょうかということだけ、もし教育長、何かありましたらお願いいたします。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 学校運営協議会の仕組みとして、こういった意見を具申といいますか、する場合には、委員の総意として行うことになるというふうに思います。ですから、もし一委員のほうでそういった任用の意見があったとしても、それはやはりあくまでも総意ではないと。その中で、運営協議会の委員の皆様の中で、やはり議論をしていきながら、それを踏まえてしていくのだなというふうに思っております。

そういう意味では、何ていうんでしょうか、1人の方の意見に引っ張られるというよりも、やはりみんながこの学校をつくっていくというふうな意識づけと、それから方向づけがやはり必要なんだろうなというふうに思います。

そういった意味では、繰り返しになりますが、やはりここの運営の鍵を握るのは、私は校長だというふうに思います。軸のしっかりした、きちっと課題意識を持って、鋭角的にそういったことを投げかけられる、そういうふうな学校運営ができるように、こちらのほうでも指導していきたいなというふうに思っているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 やはり学校運営の最終責任者は教育委員会、そして、学校運営の現場での責任者は校長ですので、その辺のあり方についても、しっかりと把握の上で、この学校運営協議会、コミュニティ・スクールの運営に当たっていただきたいと思います。

では、2番目の国語力増進事業についてお尋ねいたします。

国語力ですが、これは教科としての国語の枠

を超えて、全ての学習の基盤をなすものであって、職業生活、家庭生活を豊かにする大切な素養であると認識しております。

来年度から取り入れられますプログラミング教育であっても、基本はやはり言語ですし、今、よく大切だと言われております表現力あるいはプレゼンテーション能力というふうに言っても、その本質は言語能力です。その言語能力を育むという上で、最も大切なことは読む力であるというふうに思っております。その意味で、教育と子育てのまちを標榜する本市にとって、国語力の増進は重要な事業だと認識しております。

さて、その上で平成30年度の決算を見ますと、国語力増進事業として、約440万円、その中で委託料が5種類ほどありましたけれども、合計で275万円、それに印刷製本費が約92万円ということは、これだけで8割以上を占めてしまいます。そうしますと、この国語力増進事業として、実際、何をやったんだろうかということがなかなかわかりづらいと感じましたので、事業内容を確認するために幾つか質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、音読普及啓発ツール、それから読み聞かせ効果普及用動画というのがあるんですが、どのようなものなのか、あわせて2つ目の質問も一緒にさせていただきますが、その音読普及啓発ツール、そして、読み聞かせ効果普及用動画は、実際どのように利用されているのか、その利用状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 それでは、今のご質問があった音読普及啓発ツール、それから、読み聞かせ効果普及用動画、これのご説明と、それから、2つ目のご質問も一緒だったと思いますので、この利用状況についてご説明をしたいというふうに思います。

まず最初の、どのようなものかというふうな

ことですが、平成30年度に実施した国語力増進事業、脳と心を育てるよみきかせプロジェクトというふうなものとして、家庭内で親子の読み聞かせ、音読を習慣的に取り組むことで、家庭における幼少期からの子供と保護者、それから、祖父母とのコミュニケーションの機会の確保、学力の基礎となる国語力の向上を目指している、目的としております。

特に、今、スマホが非常に普及しておりまして、赤ちゃんの癒やしもスマホを見せてるというふうなことで、親子の目線とかというのは非常に、ないというふうなことが、非常に脳科学のほうからも問題視されております。そういった課題に対する、こちらからの解決にもつながるかなというふうな位置づけもあるというふうに捉えております。

まず、音読普及啓発ツールといたしまして、当プロジェクトのリーフレットの作成、これです、ご存じでしょうか。それから、当プロジェクトのウェブサイトの構築、これを実施いたしました。リーフレットについては、読み聞かせの効果ですとか、効果測定の結果、それから、小学校での音読の取り組みの紹介、読み聞かせモデルファミリー、抽出した、そのコメントの紹介、それから、読み聞かせのQ&A、これらを掲載しているところです。また、ウェブサイトの方にも、リーフレットでは紹介し切れなかった内容を含めて、読み聞かせの効果について掲載しているところであります。

それから、2つ目の読み聞かせ効果普及用動画、これについては、東北大学の加齢医学研究所の所長である川島隆太先生による10分間のビデオメッセージを作成したものです。川島先生が、長井市の保護者へのメッセージとして、幼少期の読み聞かせがどのように脳と心を育てるかというふうなことについて言及して、科学的な視点から紹介している内容となっております。

さて、この利用状況ですけれども、まず最初

のリーフレット、音読普及啓発ツールのリーフレットについては、30年度中に保育施設、それから学校等を通しながら、ゼロ歳から小学2年生までのお子さんのいる家庭に配布して、読み聞かせの啓発、広報を実施しているところです。

また、保育施設、学校、図書館に配置しているほか、市民課等と連携しながら、新たに長井市に転入されたおうちの方への配布とか、希望者等への配布を随時実施しているところであります。

それから、読み聞かせ効果普及用動画については、ウェブサイト内でいつでも閲覧できるようになっているところです。リーフレット、この中にある、このQRコード、これをスマホで読み込むと、当サイトにアクセスすることもできます。いつでも気軽に閲覧ができるというふうになっております。当サイトでは、ことし3月に開設して、大体半年ですね、現在までのアクセス数が365回というふうなことで、今後も引き続き、周知が必要だなというふうに思っているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。今、アクセス数365回。

○土屋正人教育長 済みません、368回。

○2番 勝見英一朗委員 368回でしょうか。一般的にウェブサイトの閲覧というと、から考えると随分と少ないなというふうに思うんですけども、今、家庭での読み聞かせ、ゼロ歳から小学校2年生までで配布されてるということだったんですが、実際、その読み聞かせが家庭でどの程度行われるようになったのでしょうか。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まず1つ目、ご指摘いただいた368回、私も少ないと思います。

先日もちょっと委員会でも話したんですが、ホームページを介して、そこからも載せることができるというふうなことで、やはり費用対効

果からすれば、そういった努力が必要だなというふうに、今、思っているところですし、これはすぐ改善できるかというふうに思います。

それから、家庭で、実はこちらも把握もしたいですが、ここについては、データとして具体的に集積しているところではないというのが実情です。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 そうですね、事業を起したときに、後ほどにも触れるんですが、やはり評価というのは必要だろうなというふうに思いますし、家庭での読み聞かせということをテーマにしているわけですから、どう変わったのかというところは、当然、把握すべきかなというふうには思ってお尋ねいたしました。

次の質問に入りますが、その読み聞かせ効果測定調査というのが行われておりますが、これはどのように行われたもので、その結果がどうなったのか、公表されてると思うんですが、どのようにその辺が公表されてきたのかお聞かせいただきたいと思います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

30年度に実施した読み聞かせ効果測定調査は、親子のストレスチェックの分析、それから読み聞かせ習慣に関するアンケート調査とその分析を主な内容としております。親の育児ストレスの増減ですとか、それから子供の問題行動の増減ですとか、それから子供の語彙力と聞く力の変化というのを調べたものです。

対象者については、29年度の効果測定調査をいただいた、協力いただいたモデルファミリー、それから、30年度に新規に保育施設等を通して募集し、協力いただいたモデルファミリーの方々になっております。

特に新規の親子につきましては、10月から12月にかけて8週間、読み聞かせに取り組んでいただいたところです。効果を測定したところ、

読み聞かせ習慣の短期的な増加というふうなことで、次のような3点上がっています。

1つ目は、子供の言語を中心とした発達による影響を与え、養育者のストレスを低下させたこと、それから、子供の言語発達には短期的に読み聞かせでも効果があると、それから、一方で長期的な視点としては、読み聞かせを継続しなければなかなか効果が上がらないと思われることなどの分析結果が得られたようです。

この測定結果につきましては、先ほどご紹介したリーフレットに結果の一部を、ここになんですが、ここに掲載しているというふうなこと、それから、先ほどお話あったウェブサイトのほうでも掲載しているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。そういう効果があるということについて、今、ウェブサイトでもということですが、ウェブサイト自体が余り見られてないのでは広報にはならないかと思うんですけども、この事業のやはり大きな目的というのは、効果を測定したり、こういう効果がありますということを明らかにすることではないんだろうと思うんですね。

読み聞かせの大事さというのは、この測定をわざわざやらなくても、それは十分に予測できる、親子との関係が近くなるだろうとか、語彙力がふえるだろうとか、それから、文字に対する興味が高まっていくだろうとか、そういうことは十分に予測できるわけです。

となると、その効果を測定することが目的ではなくて、その読み聞かせをどうやって広めたいかということに目的があるはずだったと思うんですが、その点に関して、やや弱かったんではないかというふうに、今、お話をお聞きしながら感じましたが、教育長はいかが、どのようにお考えですか。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今、ご指摘があったところ、

そのとおりだというふうにも思います。

この効果の測定も、いわゆる脳科学の側面から、どのような効果があるか、それを客観的に分析しながら、それを親子読書等々につなげたいというふうな思いがあるというふうに思いますが、今、ご指摘がありましたように、本来というか、私たちの目的はそれを使いながら、やはり親子読書、読み聞かせ、寝床で読んで聞かせるとか、そういったところに広げるというふうなところが大事なところですので、ここについては大事な課題だというふうに思って受けとめさせていただきたいと思います。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ぜひ、そのようにしていただきたいんですが、関連して次の質問に入ります。

今の説明いただきましたような啓発動画などが活用されて、本を読む子供たちがふえるということを願っておりますが、4月の全国学力・学習状況調査を見ますと、平日の読書時間が、中学生の場合1日平均10分未満、これはゼロも含めてなんです、10分未満が県平均で41%、約半数になります。さすがに小学生の場合は10分未満となると28.5%ですが、30分未満となると57.3%と半数を超えてしまいます。

これは、子供の生活を考えると仕方ない数字なのか、あるいは物足りないのか、やはり自分なりには考えさせられる数字になっております。

さて、そこで次の質問ですが、本市の教育委員会が目標とする、本市の児童生徒の読書時間はどのくらいと考えておられるのかお聞かせください。

また、本市の児童生徒の読書時間は実際どの程度なのかお聞かせいただきたいと思います。

今回の平成30年度、主要な施策の成果報告書では、国語増進事業について、評価問題点及び改善策の項目で、子供の国語力増進のためには、一度に成果が出せるものではないため、いうふ

うに書かれているのですが、これを読みますと、印象として、単年度で成果指標を出すのは困難であると言っているようにも感じます。確かに一般論として、教育の成果は長い目で見なければならぬとも言われるんですが、しかし、教育であっても子供の変化を見ようとすれば見えるものであると思いますし、根拠を持って評価を下さなければならないとも考えております。そのような考えで、国語力増進事業の成果指標の一つとして、本市の児童生徒の読書時間についてお尋ねいたします。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まず、いわゆる全国学力・学習状況調査、この質問紙のご紹介だったのですが、これは学校の授業以外で、ふだんどのくらい読書をしますかというふうな問いに対してです。選択肢としては2時間以上、それから1時間から2時間、あと30分以上、それから10分以上30分未満、10分未満、全くしないと、この選択肢が与えられています。

勝見委員のご質問は、この結果を踏まえてのご質問だというふうに思いますけれども、この質問の背景ですけれども、実はいわゆるOECDのPIISA調査の中でも、日本の子供の読書時間が非常に少ないというふうなことが課題視されております。恐らく、これについて、日本の実情を知りたいというふうなことが、文科省の一番の意図かなというふうに思います。

ここから、ちょっと言いわけにもなるかもしれませんが、この質問がちょうど4月の6年生、それから、中学校3年生に投げかけているわけですけれども、本市も含めながら、全国のその時期の学校の状況から考えると、読書時間は少なくなるだろうなど。例えば6年生は最高学年として児童会の組織づくりがあったり、それから、1年生を迎えての活動をする活動があったりというふうなところで大きな位置を占めますし、中学校ではご存じのように、生徒会のリー

ダーとしての参加プラス、いよいよ地区大会が始まります。かなり疲れて帰宅するだろうというふうなところで、さらに加えて、最近やっぱり課題としてSNSがあります。そういった情報交換等にとどまらず、このSNSでは、今、ゲームで大体仲間とチーム組んでやるというふうなところがあって、これらについても、この読書時間について大きな影響を与えているんだなというふうには思っております。

本市のほうで、今、読書時間について目標値は定めておりません。今、話をした現状を考えると、読書時間で何時間以上しようというふうな目標値を定めることよりも、例えば本の貸出冊数ですとか、図書館に行って読書した本の冊数ですとか、そういったことを目標に定めるほうが、実態に合った視点だというふうに、私個人では思っておりますが、今後の検討課題として承りたいというふうに思います。

今お話ししたように、まず、この読書時間から見える喫緊の課題は、やっぱり児童生徒の帰宅後の生活、それから生活リズム、これをどうしていくかというふうなことだというふうに思います。この状況から背景を探りながら、学校、PTAとともに話し合いながら、改善につなげていけばなというふうに思っているところです。

なお、本市の読書時間の実態であります、2時間以上、1時間から2時間、30分以上1時間未満、この選択肢を選んだ割合の総数として、ちょっと申し上げたいというふうに思います。小学校38.1%、中学校24.7%、どちらも全国の数字と余り変わりはないと。全国どこでもこれぐらいの、今、現状にあるというふうなことです。

今、お話ししましたように、市教育委員会の目標とする読書時間の数字はありませんけども、子供の読書活動、これは言葉を学び、感性を磨き、表現を高め、想像力を豊かにするものでありますし、人生をより深く生きる力を身につけ

ていく上で欠くことのできないものでありますし、子供たち本当に読書好きなんです。ですから、それを潰さないように、さらに伸ばしていけるようなものとして、これから、いろいろな数値目標に設定するとすれば、そのような視点からしたいなというふうに思います。

なお、長井市教育振興計画の後期計画におきましても、読書活動の推進、読書に親しむ環境づくりを掲げております。読書活動は生涯を通して行われているものでありますので、これから、世代によって異なるニーズに応えられる多機能型図書館の建設等にも向けまして、長井市読書条例の制定、これらも懸案としてあります。これらも含めて、市民が読書に親しむ環境づくりを推進してまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 そういふ状況であるということはわかりましたが、例えば適切な時期を選んで調査することは可能だろうと思ひますし、そういふ検討も必要だろうと思ひますが、なお、この読書時間の目標、教育委員会としてどういふふうにかへてるかといふことは、決して教育委員会が、例えば1日平均1時間を目指しましよといふことを学校におろして、学校が小学3年生は何分読書しましよなんていふことを目標にすることを求めるといふことは、決してありません。いろんなことをやりながら、放課後の子供の生活などを見ながら、そして、その中で読書ができる雰囲気をつくっていつて、そして、結果としてそういふ生活づくりがうまうまいったのかどうか、そして、本市の目標とする子供の読書する時間が結果としてふえたのか、そういふ仕組みづくりをしていくために必要なんじゃないですかといふことであつて、それが、例えば読書時間、目標となつたら、いろんなものがそうやって学校に、現場に落ちていけば、

学校があっふあっふするのは当然な結果なわけですね。それと目標の設定の仕方というのはまた違うと思いますので、その辺はぜひ考えていただきたいと思います。

最後にもう一点、質問いたします。

教員養成遠隔研修ネットワークというものがあるんですが、これはどのようなものなのか、そして、その利用状況どうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

○浅野敏明委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

教員養成遠隔研修ネットワーク構築業務ということですが、これは、今、京都府に在住して29年度から本事業にご協力いただいている、陰山英男先生、その先生と市内小学校インターネットテレビでつなぎながら、実際の授業の様子を陰山先生に見ていただいた上で、推奨なさっている百ます計算ですとか、それから、音読の授業方法について小学校の先生方に直接ご指導いただくという、教員研修を実施する際のネットワーク機器等の設置、そして、当日の運営に関する費用というふうなことです。

この遠隔による教員研修については、平野小学校、それから豊田小学校の2校をモデル校として、8月から10月にかけて3回実施しました。また、11月には陰山先生による現地指導も実施したことにより、先生方の授業改善、それから、学校のカリキュラムの策定、そこにもつながったほか、子供たちにも意欲的に学習に取り組もうとする姿が見られるようになったというふうに思っております。学習活動に集中して取り組めるといような成果も見られたというふうに、こちらでは捉えているところです。

○浅野敏明委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 ありがとうございます。

この遠隔研修ネットワーク、教員の遠隔研修ネットワークということからすれば、教員が随時あるいは長期の休業中の時間のあるときに勉強

するために、これを活用するのかなと思ったんですが、ビデオ会議のような形での運用ということでしたので、ああ、そういうことなのかというふうに承知はいたしました。

なお、国語力増進事業については一層の推進を図っていただきたいと思います。

以上、コミュニティ・スクール、そして、国語力増進事業についてお尋ねいたしました。

コミュニティ・スクールの先には、小中一貫教育等も見据えているんだろうと思います。そのテーマも将来は避けて通れないことだろうと思いますので、今後の地域全体で子供を育てるということはどうつくっていくかということに焦点を合わせて、ぜひ推進していただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

## 今泉春江委員の総括質疑

○浅野敏明委員長 次に、順位2番、議席番号14番、今泉春江委員。

○14番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。

9月は決算議会であり、自分の選挙公約や自分が取り組んできた市民との約束が市政に反映されているか、決算に反映されているか確認が必要です。そのためにも、このたびの決算委員会で質問させていただきます。

まず最初の質問です。市税、国保税等の差し押さえの改善について質問します。

私は、差し押さえではなく相談収納に撤するようずっと求めてまいりました。そこで、決算に伴い税務概要に差し押さえの状況が示されておりましたが、改めて、税務課長よりここ3年間の推移の報告を受けたいと思います。よろしくお願いします。